



# Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2018 年 6 月

## 移転価格税制の法案に関するアップデート

お客様各位

タイの移転価格税制の法案について進展がありましたので、お知らせいたします。

2018 年 1 月 3 日に内閣より閣議承認された移転価格税制の法案が、2018 年 6 月 5 日、国民立法議会へ提出されました。当議会で承認され次第ついに法案成立となりますが、今回提出された法案では以下の 2 点に変更がありました。

- ① 売上基準 3,000 万バーツ以上の企業については、事業年度内の関連者間取引の有無に関わらず、関連者間取引に関する情報を記載した付表の提出が求められる。
- ② 移転価格税制の適用開始事業年度は 2019 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度とする。

上記を含めた最新の法案は以下の通りです。

### 【タイ移転価格法案の和訳】

#### 歳入法 第 71 条の 2(1)

関連者間取引について、納税者が独立した第三者との取引において適用されるであろう、商業上および金融上の条件と乖離した条件で取引を行っていることが税務調査で発見された場合、税務調査官は、納税者の課税所得を独立企業間取引において獲得したであろう金額に更正する権限を有する。

#### 歳入法 第 71 条の 2(2)

歳入法における「関連者」の定義を以下に定める。

1 一方の法人が、他方の法人の株式の総数又は出資金額の 50%以上を直接又は間接に保有する関係にある法人

2 同一の者によってそれぞれの株式の総数又は出資金額の 50%以上を直接又は間接に保有される関係にある法人

3 一方の法人が資本・経営・支配権の観点において、他方の法人に依存しなければならない関係にある法人で財務省令で定めるもの（実質支配関係にある法人）

### **歳入法 第 71 条の 2(3)**

歳入法では、同条(1)に基づき、税務調査官が納税者の課税所得を更正した場合に、納税者に対して税金の還付申請を認める。納税者は法人税申告書の提出日から 3 年以内、もしくは税務調査官から更正通知を受けた日から 60 日以内に税金の還付を申請することができる。

### **歳入法 第 71 条の 3(1)**

歳入法第 71 条の 2(2)に規定する関連者を有する法人は、関連者間取引の有無にかかわらず、歳入局長が定める書式（この書式はまだ公表されていない）に従って、その事業年度の関連者間取引の金額などの関連者間取引に関する情報を記載した付表を作成し、その事業年度終了日から 150 日以内（法人税申告書の提出期限）に歳入局へ提出しなければならない。

### **歳入法 第 71 条の 3(2)**

タイ歳入局は、同条(1)に基づき関連者間取引に関する付表を提出した法人に対し、提出日から 5 年以内に、移転価格の算定・分析に必要な文書もしくは証憑の提出を求めることがある。提出を求められた納税者は、その通知を受けた日から 60 日以内に提出しなければならない。ただし、税務調査官はその裁量により、通知日から 120 日を超えない範囲でその提出期限を延長することができる。

### **歳入法 第 71 条の 3(3)**

その事業年度の売上が 3,000 万バーツ未満の法人は、同条(1)(2)の対象外とする。

### **歳入法 第 35 条の 3**

相当の理由なく 71 条の 3 に定める書類を提出しない、あるいは提出した書類に不備がある場合には、20 万バーツを超えない範囲で罰金を課す。

この移転価格に関する法律は、2019 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されるものとする。

#### **KPMG のコメント**

移転価格税制の法施行に向け、いよいよ国民立法議会の承認を待つのみとなりました。施行開始年度は 2019 年度へ先送りとなりましたが、関連者取引に関する付表の提出は、年間売上が 3,000 万バーツ以上のすべての法人に義務付けられることから、ほとんどの日系企業が対象となります。

親会社を含む関連会社との取引（購入・販売・ロイヤリティーやマネジメントフィーの支払い等）がある会社については、それらの価格設定ポリシーとリスクの整理や見直し、税務署による税務調査が実施された場合の対応策の検討等の準備を早めに開始されることをお勧め致します。

当社（KPMG タイランド）では、移転価格に関するリスク分析・移転価格文書の作成・税務調査の対応等のサポート業務を行っております（サービスの詳細については、[PDF 版：タイにおける移転価格税制ブローシャー](#)をご覧ください）。本件に関してご質問等がございましたら、下記の税務担当まで、ご遠慮なくお問い合わせください。

#### KPMG 税務・法務担当者

柴田 智以、ディレクター  
E: [tshibata1@kpmg.co.th](mailto:tshibata1@kpmg.co.th)

伊藤 進、アソシエイトディレクター  
E: [sito1@kpmg.co.th](mailto:sito1@kpmg.co.th)

澤合 恵、コーディネイター  
E: [msawaai@kpmg.co.th](mailto:msawaai@kpmg.co.th)



[過去のニューズレター一覧](#)

 [KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

 KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先  
gjp-marketing@kpmg.co.th

[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this message from KPMG Phoomchai Tax Ltd. If you wish to unsubscribe In Focus, please click [unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2018 KPMG Phoomchai Tax Ltd. a Thai limited company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

[twitter.com/KPMG\\_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)  
[youtube.com/KPMGinThailand](https://youtube.com/KPMGinThailand)  
[facebook.com/KPMGinThailand](https://facebook.com/KPMGinThailand)



[kpmg.com/app](https://kpmg.com/app)

